

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6227534号
(P6227534)

(45) 発行日 平成29年11月8日(2017.11.8)

(24) 登録日 平成29年10月20日(2017.10.20)

(51) Int.Cl.

F 1

G06Q 20/32 (2012.01)

G06Q 20/32

300

G06Q 20/06 (2012.01)

G06Q 20/06

300

請求項の数 21 (全 17 頁)

(21) 出願番号 特願2014-531335 (P2014-531335)
 (86) (22) 出願日 平成24年11月16日 (2012.11.16)
 (65) 公表番号 特表2014-528601 (P2014-528601A)
 (43) 公表日 平成26年10月27日 (2014.10.27)
 (86) 國際出願番号 PCT/IB2012/002386
 (87) 國際公開番号 WO2013/041970
 (87) 國際公開日 平成25年3月28日 (2013.3.28)
 審査請求日 平成27年11月11日 (2015.11.11)

(73) 特許権者 507255695
 カーディナルコマース コーポレーション
 アメリカ合衆国、44060 オハイオ州
 、メントール、ヘイズリー ロード 61
 19
 (74) 代理人 100104411
 弁理士 矢口 太郎
 (72) 発明者 シャーウィン、フランシス、エム.
 アメリカ合衆国、44122 オハイオ州
 、シェーカー ハイツ、2940 ファル
 マス ロード

審査官 田上 隆一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】電子トランザクションのためのオープンウォレット

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第1の当事者と第2の当事者との間のトランザクションを完了するためのシステムであつて、当該システムは、

前記第1の当事者のシステムに含まれる少なくとも1つのプロセッサと、

前記少なくとも1つのプロセッサに接続され、当該プロセッサにより実行可能な命令を含む少なくとも1つのプログラムメモリと
を有し、

前記プログラムメモリの前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、

前記第1の当事者と前記第2の当事者との間のトランザクションを完了するための個人データまたは当該個人データへのアクセスを含む1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットを受信する工程と、

オープン商取引ウォレット交換(O C W E)プロトコルを使用して前記第2の当事者から前記個人データについての要求を受信する工程と、

前記第1の当事者から前記バンキングアプリケーションおよび/またはウォレットのうちの1つの選択を受信する工程と、

前記選択されたバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットに内蔵された認証機能を使用して前記第1の当事者を認証する工程と、

前記選択されたバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットから前記個人

10

20

データを受信する工程と、

前記オープン商取引ウォレット交換プロトコルを使用して前記受信した個人データを前記第2の当事者に提供し、前記トランザクションを完了する工程と
を実行させるものである、

システム。

【請求項2】

請求項1に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、さらに、

前記1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットのうちオープン商取引ウォレット交換モジュールをサポートするバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットのリストを前記第1の当事者に表示する工程と、

前記表示されたリストから選択された前記バンキングアプリケーションおよび/またはウォレットを受信する工程と

を実行させるものである、

システム。

【請求項3】

請求項1に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、オープン商取引ウォレット交換モジュールとして実装され、当該プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、

前記1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットに前記オープン商取引ウォレット交換モジュールと通信するためのアプリケーション・プログラミング・インターフェース(API)を提供する工程を実行させるものである、システム。

【請求項4】

請求項1に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、

前記1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットの異なる通信プロトコルを前記オープン商取引ウォレット交換プロトコルに変換する工程を実行させるものである、システム。

【請求項5】

請求項1に記載のシステムにおいて、さらに、

前記第1の当事者のモバイルデバイスを含み、当該モバイルデバイスは、前記少なくとも1つのプログラムメモリと、前記少なくとも1つのプロセッサを含むものである、システム。

【請求項6】

請求項1に記載のシステムにおいて、前記第1の当事者は消費者であり、前記第2の当事者は販売者または小売業者である、システム。

【請求項7】

請求項1に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、前記受信した個人データを前記第2の当事者に直接提供する工程を実行せるものである、システム。

【請求項8】

請求項1に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、前記受信した個人データを前記第2の当事者に、第3の当事者のオープン商取引ウォレット交換システムを介して提供する工程を実行せるものである、システム。

【請求項9】

請求項1に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、

前記トランザクションが完了したとのインジケーションを前記第2の当事者から受信す

10

20

30

40

50

る工程を実行させるものである、システム。

【請求項 1 0】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、

前記第2の当事者から前記要求を直接受信する工程を実行させるものである、システム。

【請求項 1 1】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、前記個人データは決済データおよび／または履行データを含むものである、システム。

【請求項 1 2】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、前記プロセッサにより実行可能な命令は、前記少なくとも1つのプロセッサにより実行されると、当該プロセッサに、

前記第2の当事者からの前記要求を、第3の当事者のオープン商取引ウォレット交換システムを介して受信する工程を実行させるものである、システム。

【請求項 1 3】

第1の当事者と第2の当事者との間のトランザクションを完了するための方法であって、当該方法は、前記第1の当事者のシステムに含まれる少なくとも1つのプロセッサによつて実行され、

前記第1の当事者と前記第2の当事者との間のトランザクションを完了するための個人データまたは当該個人データへのアクセスを含む1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットを受信する工程と、

オープン商取引ウォレット交換(OCWE)プロトコルを使用して前記第2の当事者から前記トランザクションを完了するための個人データについての要求を受信する工程と、

前記第1の当事者から前記1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットのうちの1つの選択を受信する工程であつて、前記1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットは、前記個人データまたは前記個人データへのアクセスを含むものである、前記受信する工程と、

前記選択されたバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットに内蔵された認証機能を使用して前記第1の当事者を認証する工程と、

前記選択されたバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットから前記個人データを受信する工程と、

前記オープン商取引ウォレット交換プロトコルを使用して前記受信した個人データを前記第2の当事者に提供し、前記トランザクションを完了する工程とを有する、方法。

【請求項 1 4】

請求項 1 3 に記載の方法において、さらに、

前記1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットのうちオープン商取引ウォレット交換をサポートするバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットのリストを前記第1の当事者に表示する工程と、

前記表示されたリストから選択された前記バンキングアプリケーションおよび／またはウォレットを受信する工程と

を有するものである、方法。

【請求項 1 5】

請求項 1 3 に記載の方法において、さらに、

前記1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットの異なる通信プロトコルを前記オープン商取引ウォレット交換プロトコルに変換する工程を有するものである、方法。

【請求項 1 6】

請求項 1 3 に記載の方法において、前記第1の当事者は消費者であり、前記第2の当事者は販売者または小売業者である、方法。

【請求項 17】

請求項 13 に記載の方法において、さらに、
前記受信した個人データを前記第 2 の当事者に直接提供する工程を有するものである、
方法。

【請求項 18】

請求項 13 に記載の方法において、さらに、前記受信した個人データを前記第 2 の当事者に、
第 3 の当事者のオープン商取引ウォレット交換システムを介して提供する工程を有するものである、
方法。

【請求項 19】

請求項 13 に記載の方法において、さらに、前記第 2 の当事者から前記要求を直接受信する工程を有するものである、
方法。

10

【請求項 20】

請求項 13 に記載の方法において、さらに、前記第 2 の当事者からの前記要求を、第 3 の当事者のオープン商取引ウォレット交換システムを介して受信する工程を有するものである、
方法。

【請求項 21】

第 1 の当事者と第 2 の当事者との間のトランザクションを完了するためのシステムであつて、

前記第 1 の当事者のシステムに含まれる少なくとも 1 つのプロセッサを有し、当該プロセッサは、
20

前記第 1 の当事者と前記第 2 の当事者との間のトランザクションを完了するための個人データまたは当該個人データへのアクセスを含む 1 若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットを受信する工程と、

オープン商取引ウォレット交換 (OCWE) プロトコルを使用して前記第 2 の当事者から前記個人データについての要求を受信する工程と、

前記第 1 の当事者から前記バンキングアプリケーションおよび / またはウォレットのうちの 1 つの選択を受信する工程と、

前記選択されたバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットから前記個人データを受信する工程と、
30

前記オープン商取引ウォレット交換プロトコルを使用して前記受信した個人データを前記第 2 の当事者に提供し、前記トランザクションを完了する工程と
を実行するようにプログラムされているものである、

システム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本願は、2011年9月19日付で出願され、その全内容が参照によって本明細書に組み込まれる、米国特許出願第 61/536,275 号の利益を主張する。

【背景技術】

【0002】

本開示は一般的に、モバイル商取引および / または電子商取引のための方法および / またはシステムに関する。特に、本開示は、インターネットおよび / またはワイヤレスネットワークといった電気通信ネットワークを介してビジネスを行う販売者のための決済処理サポートを提供する方法および / またはシステムに関する。しかしながら、本願で開示される主題が、他の同様な応用例および / または環境にも等しく適用できる、ということが理解されるべきである。

【0003】

背景として、モバイル商取引は世界中で急速に拡大している。消費者によるスマートフォンの採用は、新たなモバイル決済エコシステムのための完璧な嵐をもたらした。ますます多くの小売業者および販売者は、ターゲットを絞ったモバイルメッセージング、モバイ

40

50

ル・ショッピング・アプリケーション、モバイル最適化ウェブサイト、モバイル検索、ソーシャル・モバイル・アプリケーション、バーコード・スキャニング・アプリケーション、場所に基づいたサービス、等を用い、モバイルデバイスを通して、彼らの消費者と接触している。しかしながら、モバイルデバイスからのユーザフレンドリーな手法による決済を可能にすることは未だ難題であり、それは、このモバイル決済エコシステムへの不満足な転換を引き起こし、このモバイル決済エコシステムの可能性を制限する。

【0004】

1つの特定の難題は、決済データ、課金データ、および出荷データの入力をユーザに要求する決済を行うことは煩雑である、ということである。この難題に対処するために、「モバイルウォレット」を構築する会社が多数存在し、これらは、ユーザの決済および個人データをすべて記憶するコンテナアプリケーションを提供する。そしてユーザは、「シングルクリック」でこのデータにアクセスできる。モバイルウォレットは上述した難題に対処するが、モバイルウォレットによって、小売業者または販売者が GOOGLE WALLET、VISA WALLET、AMEX WALLET、SPRINT WALLET、ISIIS WALLET、MASTERCARD WALLET、等といった多数の異なるモバイルウォレットをサポートすることが必要となるなど、新たな難題が生じる。わずかであれ顕著であれ各ウォレットソリューションが異なる、多様なウォレットエコシステムへの統合および接続を管理および構築することは、小売業者または販売者にとって困難性を伴う。さらに、消費者によるモバイルウォレットの採用が最小限である場合、多数の異なるモバイルウォレットをサポートすることによって利益が減少する。

10

20

【0005】

同時に、消費者は、「モバイル・バンキング・アプリケーション」、たとえば、ネイティブ・モバイル・アプリケーションおよびモバイル最適化ウェブアプリケーションを容易に採用している。モバイル・バンキング・アプリケーションにより消費者は、クレジットカード、銀行口座、および他の決済口座データ（たとえば、PAYPAL（登録商標）、AMAZON PAYMENTS、等）へのアクセスが可能となる。モバイルバンキングアプリケーションは、消費者が使用するのに単純かつ容易であり、人々が彼らの金融口座を出先で管理するのに優れた有用性を提供する。しかしながら、大半のモバイル・バンキング・アプリケーションは、それらが単に、現在の残高、取引履歴、支店およびATMロケータデータ、等へのアクセスといった口座サービスデータを提供しているにすぎない、という点で不十分である。

30

【0006】

本発明は、上述した問題および他の問題を克服する新たな改善された方法および/またはシステムを提供する。

参照による組み込み

各々の開示が参照によって本明細書に完全に組み込まれている、以下の同一出願人による出願が挙げられる。

【0007】

Keresman, III et al.による、「決済認証のための汎用販売者プラットフォーム」と題する、米国特許第7,051,002号明細書

40

Balasubramanian et al.による、「電子小売業者のための代替の決済の実現」と題する、米国特許出願公開第2009/0313147号明細書

この出願の発明に関連する先行技術文献情報としては、以下のものがある（国際出願日以降国際段階で引用された文献及び他国に国内移行した際に引用された文献を含む）。

（先行技術文献）

（特許文献1）米国特許出願公開第2008/0208744号明細書

（特許文献2）米国特許出願公開第2010/0125510号明細書

（特許文献3）韓国公開特許第10-2002-0063351号公報

（特許文献4）韓国公開特許第10-2008-0064789号公報

50

(特許文献 5)	韓国公開特許第 10 - 2010 - 0123895 号公報	
(特許文献 6)	米国特許出願公開第 2001 / 0005840 号明細書	
(特許文献 7)	米国特許出願公開第 2001 / 0011250 号明細書	
(特許文献 8)	米国特許出願公開第 2005 / 0108117 号明細書	
(特許文献 9)	米国特許出願公開第 2007 / 0095892 号明細書	
(特許文献 10)	米国特許出願公開第 2007 / 0125840 号明細書	10
(特許文献 11)	米国特許出願公開第 2008 / 0126145 号明細書	
(特許文献 12)	米国特許出願公開第 2008 / 0208744 号明細書	
(特許文献 13)	米国特許出願公開第 2008 / 0270253 号明細書	
(特許文献 14)	米国特許出願公開第 2009 / 0205036 号明細書	
(特許文献 15)	米国特許出願公開第 2009 / 0234751 号明細書	
(特許文献 16)	米国特許出願公開第 2009 / 0254440 号明細書	
(特許文献 17)	米国特許出願公開第 2010 / 0125495 号明細書	
(特許文献 18)	米国特許出願公開第 2010 / 0125510 号明細書	
(特許文献 19)	米国特許出願公開第 2011 / 0145049 号明細書	
(特許文献 20)	米国特許出願公開第 2012 / 0036042 号明細書	
(特許文献 21)	米国特許出願公開第 2012 / 0197740 号明細書	
(特許文献 22)	米国特許出願公開第 2012 / 0290376 号明細書	
(特許文献 23)	米国特許出願公開第 2013 / 0013499 号明細書	
(特許文献 24)	米国特許出願公開第 2005 / 0256802 号明細書	20
(特許文献 25)	米国特許第 5,815,657 号明細書	
(特許文献 26)	米国特許出願公開第 2003 / 0140007 号明細書	
(特許文献 27)	米国特許第 7,051,002 号明細書	
(特許文献 28)	米国特許出願公開第 2009 / 0313147 号明細書	

【発明の概要】

【課題を解決するための手段】

【0008】

一観点によると、第1の当事者と第2の当事者との間のトランザクションを完了するためのシステムが提供される。このシステムは、プロセッサにより実行可能な命令を含む少なくとも1つのプログラムメモリを含む。プロセッサにより実行可能な命令は、前記トランザクションを完了するための個人データまたは個人データへのアクセスを含む1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットを含む。プロセッサにより実行可能な命令はさらに、オープン商取引ウォレット交換(open commerce wallet exchange: OCWE)モジュールを含み、このOCWEモジュールは、オープン商取引ウォレット交換プロトコルを使用して第2の当事者から個人データについての要求を受信し、前記第1の当事者からバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットのうちの1つの選択を受信し、前記選択されたバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットに内蔵された認証を使用して前記第1の当事者を認証し、前記選択されたバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットから個人データを受信し、前記オープン商取引ウォレット交換プロトコルを使用して個人データを販売者に提供し、トランザクションを完了するように構成される。前記システムはさらに、プログラムメモリのプロセッサにより実行可能な命令を実行する少なくとも1つのプロセッサを含む。

【0009】

一観点によると、第1の当事者と第2の当事者との間のトランザクションを完了するための方法が提供される。この方法は、少なくとも1つのプロセッサによって実行される。トランザクションを完了するための個人データについての要求が、オープン商取引ウォレット交換(open commerce wallet exchange: OCWE)プロトコルを使用して第2の当事者から受信される。1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび/またはウォレットのうちの1つの選択が、第1の当事者から受信

10

20

30

40

50

される。1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットは、個人データまたは個人データへのアクセスを含む。前記第1の当事者が、選択されたバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットに内蔵された認証を使用して認証される。前記個人データが選択されたバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットから受信され、販売者がOCWEプロトコルを使用して個人データを提供されて、トランザクションが完了する。

【0010】

一観点によると、第1の当事者と第2の当事者との間のトランザクションを完了するためのシステムが提供される。このシステムは、オープン商取引ウォレット交換(open commerce wallet exchange:OCWE)プロトコルを使用して前記第2の当事者からトランザクションを完了するための個人データについての要求を受信するようにプログラムされた少なくとも1つのプロセッサを含む。このプロセッサはさらに、第1のユーザからシステムに関連づけられた1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットのうちの1つの選択を受信するようにプログラムされる。1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットは、個人データまたは個人データへのアクセスを含む。前記プロセッサはさらに、選択されたバンキングアプリケーションおよび／またはウォレットから個人データを受信し、オープン商取引ウォレット交換プロトコルを使用してこの個人データを販売者に提供し、トランザクションを完了するようにプログラムされる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】図1は、オープン商取引ウォレット交換(open commerce wallet exchange:OCWE)を実現する例示的なシステムのブロック図である。

【図2】図2は、OCWEを使用する例示的なトランザクションのシーケンス図である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

図1を参照すると、オープン商取引ウォレット交換(open commerce wallet exchange:OCWE)を実現する、モバイル商取引システムといった、電子商取引(eコマース)システム10のブロック図が提供される。好ましい実施形態において、OCWEは、販売者とのトランザクションを完了するための個人データを共通のおよびシームレスなフォーマットでセキュアに共有することを消費者に可能にさせる、オープンな交換を提供する。個人データは、たとえば、決済および／または履行データを含む。

【0013】

eコマースシステム10は、1若しくはそれ以上の通信ネットワーク12によって相互接続された複数のサブシステムを含む。サブシステムは、1若しくはそれ以上の消費者システム14と、1若しくはそれ以上の販売者システム16と、1若しくはそれ以上の決済システム18と、を含む。サブシステムはさらに、中央OCWEシステム20を含み得る。通信ネットワーク12は典型的にはインターネットを含むが、加えて、またはあるいは、他のタイプの通信ネットワークを含むこともできる。たとえば、通信ネットワーク12は、ローカル・エリア・ネットワーク(local area network:LAN)、ワイヤレスネットワーク、広域ネットワーク(wide area network:WAN)、等のうちの1若しくはそれ以上を含み得る。

【0014】

異なる当事者(たとえば、法人または自然人)が典型的に、eコマースシステム10のサブシステム14、16、18、20の各々を提供する。しかしながら、同一の当事者がeコマースシステム10の複数のサブシステム14、16、18、20を提供し得る、ということもまた意図される。たとえば、販売者が、販売者システム16とOCWEシステム20とのうちの1つを提供し得る。

10

20

30

40

50

【0015】

消費者システム14は消費者に、通信ネットワーク12を介して販売者とのトランザクションを行うことを可能にさせ、トランザクションを完了するための個人データが、OCWEを使用して交換される。消費者システム14は、消費者の各々のための消費者システムを含む。さらに、消費者システム14は典型的に、モバイルフォンのようなモバイルデバイスであるが、ラップトップコンピュータのような他のタイプのデジタル処理デバイスが意図される。

【0016】

消費者システム14の各々は、複数のサブコンポーネントを含む。サブコンポーネントは、少なくとも1つのプロセッサ22と少なくとも1つのプログラムメモリ24とを含む。プロセッサ22は、プログラムメモリ24に記憶されたプロセッサにより実行可能な命令を実行して、1若しくはそれ以上のトランザクションを行い、各トランザクションは、図2に関連して説明されるとおりである。

10

【0017】

プロセッサにより実行可能な命令に含まれる1若しくはそれ以上のバンキングアプリケーションおよび/またはウォレット26は、トランザクションを完了するために必要とされる、個人データを含むか、または、個人データへのアクセスを含む。バンキングアプリケーションおよび/またはウォレット26に内蔵されたセキュリティは、個人データへの無許可のアクセスを防止する。ウォレットは、ユーザの決済および個人データを記憶するコンテナを提供する。ウォレットは、たとえば、GOOGLE WALLET、VISA

20

WALLET、AMEX WALLET、SPRINT WALLET、ISIS WALLET、MASTERCARD WALLET、等を含む。バンキングアプリケーションは、ユーザアクセスクレジットカード、銀行口座、および他の決済口座データを提供する。バンキングアプリケーションは、たとえば、CITI CREDIT CARD MOBILE BANKING APPLICATIONを含む。

【0018】

プロセッサにより実行可能な命令のユーザインターフェースにより、バンキングアプリケーションおよび/またはウォレット26は、消費者とインタラクトすることが可能となる。すなわち、ユーザインターフェースは、バンキングアプリケーションおよび/またはウォレット26に、ディスプレイデバイスのようなサブコンポーネントのユーザ出力デバイス28を使用して、消費者にデータを提示することを可能にさせる。さらに、ユーザインターフェースは消費者に、キーボードのようなサブコンポーネントのユーザ入力デバイス30を使用して、バンキングアプリケーションおよび/またはウォレット26と通信することを可能にさせる。

30

【0019】

ユーザインターフェースはさらに、ユーザ出力デバイス28を使用して、販売者によって販売される製品および/またはサービスを消費者に提示する。さらに、ユーザインターフェースは消費者に、ユーザ入力デバイス30を使用して、販売者から購入する製品および/またはサービスを選択することを可能にさせる。ユーザインターフェースは典型的に、ユーザ出力デバイス28を使用して消費者に提示される、販売者のウェブサイトのようなグラフィカル・ユーザ・インターフェースである。しかしながら、対話型音声応答(interactive voice response: IVR)ユーザインターフェースのような他のタイプのユーザインターフェースが意図される。

40

【0020】

消費者が販売者から購入する製品および/またはサービスの選択を終了した後、プロセッサにより実行可能な命令は、販売者に対応する販売者システム16に購入要求を送信する。購入要求により、選択された製品および/またはサービスが識別され、いくつかの実施形態では、消費者がOWCEの採用を所望することが示めされる。消費者は、たとえば、製品および/またはサービスの選択を終了し、および/または、OWCEの採用を所望することをユーザインターフェースを使用して示し得る。購入要求に応答して、販売者シ

50

ステム 16 は、OWCE を呼び出して消費者に個人データを要求する。

【0021】

プロセッサにより実行可能な命令に含まれるOWCE モジュール32 は販売者システム 16 に、OCWE プロトコルを使用してバンキングアプリケーションおよび / またはウォレット 26 から個人データを得ることを可能にさせる。OWCE モジュール32 は、たとえば、消費者システム 14 のアプリケーションであってもよく、または、消費者システム 14 のオペレーティングシステムに組み込まれてもよい。一実施形態において、OCWE モジュール32 は、OCWE システム 20 を通して販売者システム 16 と通信する。他の実施形態において、OCWE モジュール32 は、販売者システム 16 と直接通信する。適切に、OCWE モジュール32 は、販売者システム 16 と通信する前に販売者システム 16 の認証を要求する。 10

【0022】

販売者からの個人データについての要求に応答して、OWCE モジュール32 は、バンキングアプリケーションおよび / またはウォレット 26 のうち、OWCE をサポートする、およびいくつかの実施形態では、販売者の販売者システム 16 がサポートする、バンキングアプリケーションおよび / またはウォレットのリストを決定する。OWCE をサポートするバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットを決定するために、OWCE モジュール32 は、バンキングアプリケーションおよび / またはウォレット 26 に、OWCE への登録に用いるインターフェース（たとえば、アプリケーション・プログラミング・インターフェース（application programming interface : APIs）のセット）を提供する。販売者システム 16 がサポートするバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットを決定するために、要求により、販売者システム 16 がサポートするバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットを識別する。 20

【0023】

リストの決定後、リストは、ユーザインターフェースを使用して消費者に提示され、消費者はトランザクションを完了するために使用するバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットを選択することが可能となる。そして、選択されたバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットが呼び出される。選択されたバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットを呼び出すことによって、バンキングアプリケーションおよび / またはウォレットは、消費者を認証し、消費者に、トランザクションの完了のために、個人データの入力、および / またはそうでなければ、選択されたアプリケーションおよび / またはウォレットによって維持された個人データの選択を可能にさせる。 30

【0024】

そして、個人データは、OWCE を使用して販売者システム 16 に提供される。すなわち、個人データは、バンキングアプリケーションおよび / またはウォレットに提供されたインターフェースを介してOCWE モジュール32 に提供される。インターフェースは、たとえば、OCWE モジュール32 によって提供されるAPI のセットであってよい。そして、OCWE モジュール32 は、個人データを直接、または、OCWE システム 20 によって、販売者システム 16 に提供する。このように、OCWE は販売者システム 16 に、バンキングアプリケーションおよび / またはウォレット 26 の異なる通信プロトコル、データエレメント要件、および / または伝送規格にかかわらず、異なるバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットにアクセスするための統一されたインターフェースを提供する。 40

【0025】

OWCE モジュール32 はさらに、消費者が個々のバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットのクレデンシャルおよびマスタークレデンシャルを任意の形態の認証によって登録することを可能にする。すなわち、消費者は、消費者に対応する、消費者システム 14 におけるバンキングアプリケーションおよび / またはウォレット 26 の個々のクレデンシャルをOCWE に登録し、指定することができる。消費者はさらに、マスター 50

クレデンシャルおよび使用する認証のタイプを指定することができる。そして、OWCEモジュール32は、バンキングアプリケーションおよび/またはウォレット26の異なる認証要件をプロキシする。

【0026】

サブコンポーネントはさらに、少なくとも1つのストレージメモリ34と少なくとも1つの通信ユニット36とを含む。ストレージメモリ34は、プロセッサ22にデータのストレージを提供する。通信ユニット36はプロセッサ22に、通信ネットワーク12を介してeコマースシステム10の他のサブシステムと通信するためのインターフェースを提供する。消費者システム14はさらに、消費者システム14のサブコンポーネントを相互接続する少なくとも1つのシステムバスおよび/または通信ネットワーク38を含む。

10

【0027】

販売者システム16は販売者に、通信ネットワーク12を介して消費者とのトランザクションを行うことを可能にさせ、トランザクションを完了するための個人データが、OCWEを使用して交換される。販売者システム16は各々、販売者のうちの1つに関連づけられる。さらに、販売者システム16の各々は、1若しくはそれ以上のコンピュータサーバ、典型的には複数のコンピュータサーバによって構成される。

【0028】

販売者システム16の各々は、複数のサブコンポーネントを含む。サブコンポーネントは、少なくとも1つのプロセッサ40と少なくとも1つのプログラムメモリ42とを含む。プロセッサ40は、プログラムメモリ42に記憶されたプロセッサにより実行可能な命令を実行して、1若しくはそれ以上のトランザクションを行い、各トランザクションは、図2に関連して説明されるとおりである。

20

【0029】

プロセッサにより実行可能な命令に含まれるOCWEモジュール44は販売者システム16に、OCWEプロトコルを使用して消費者システム14から個人データを得ることを可能にさせる。一実施形態において、OCWEモジュール44は、OCWEシステム20を通して消費者システム16と通信する。他の実施形態において、OCWEモジュール44は、消費者システム14と直接通信する。適切に、OCWEモジュール44は、消費者システム14と通信する前に消費者システム14の認証を要求する。

30

【0030】

適切に、販売者システム16は、消費者の消費者システム14から購入要求を受信することに応答して、消費者に個人データを要求する。購入要求により、消費者が販売者からの購入を所望する製品および/またはサービスが識別される。いくつかの実施形態において、購入要求により、消費者がOWCEの採用を所望することが示めされる。これは、トランザクションを従来どおりに処理すべきかOWCEを使用して処理すべきかを決定するために採用される。個人データを受信することに応答して、販売者システム16は、従来から行われているように決済システム18を使用してトランザクションを完了する。あるいは、OWCEシステム20が採用される場合、販売者が従来から行われているように決済システム18を使用する代わりに、OWCEシステム20がトランザクションを完了する。販売者システム16は、完了したトランザクションのインジケーションを消費者システム14および/またはOWCEシステム20に提供する。

40

【0031】

サブコンポーネントはさらに、少なくとも1つのストレージメモリ46と少なくとも1つの通信ユニット48とを含む。ストレージメモリ46は、プロセッサ40にデータのストレージを提供する。通信ユニット48はプロセッサ40に、通信ネットワーク12を介してeコマースシステム10の他のサブシステムと通信するためのインターフェースを提供する。販売者システム16はさらに、販売者システム16のサブコンポーネントを相互接続する少なくとも1つのシステムバスおよび/または通信ネットワーク50を含む。

【0032】

決済システム18は各々、販売者のための決済を処理する当事者に関連づけられる。さ

50

らに、決済システム 18 の各々は、1若しくはそれ以上のコンピュータサーバ、典型的には複数のコンピュータサーバ、およびコンピュータサーバを具体化する複数のサブコンポーネントによって構成される。サブコンポーネントは、少なくとも 1 つのプロセッサ 52 と少なくとも 1 つのプログラムメモリ 54 を含む。プロセッサは、プログラムメモリ 54 に記憶された、販売者と消費者との間のトランザクションを完了するための、プロセッサにより実行可能な命令を実行する。

【 0 0 3 3 】

プロセッサにより実行可能な命令により、1若しくはそれ以上の決済オプションを提供する、1若しくはそれ以上の決済ブランドのための決済が処理される。決済ブランドは、たとえば、AMERICAN EXPRESS、DISCOVER FINANCIAL SERVICES、JCB INTERNATIONAL、およびMASTERCARD WORLDWIDE AND VISA INTERNATIONAL を含み、決済オプションは、たとえば、クレジットカードおよびデビットカードを含む。

【 0 0 3 4 】

いくつかの実施形態において、プロセッサにより実行可能な命令により、加えて、またはあるいは、1若しくはそれ以上の代替の決済オプションを提供する、1若しくはそれ以上の代替の決済ブランドのための決済が処理される。代替の決済ブランドは、たとえば、GOOGLE、PAYPAL、BILL ME LATER、MYCHECK、およびSECURE VAULT PAYMENTS を含む。代替の決済オプションは、たとえば、GOOGLE CHECKOUT、PAYPAL EXPRESS、BILL ME LATER EXPRESS、およびBILL ME LATER BUSINESS を含む。

【 0 0 3 5 】

サブコンポーネントはさらに、少なくとも 1 つのストレージメモリ 56 と少なくとも 1 つの通信ユニット 58 を含む。ストレージメモリ 56 は、プロセッサ 52 にデータのストレージを提供する。通信ユニット 58 はプロセッサに、通信ネットワーク 12 を介して e コマースシステム 10 の他のサブシステムと通信するためのインターフェースを提供する。決済システム 18 はさらに、決済システム 18 のサブコンポーネントを相互接続する少なくとも 1 つのシステムバスおよび / または通信ネットワーク 60 を含む。

【 0 0 3 6 】

決済システム 18 は、たとえば、決済ゲートウェイまたは汎用販売者プラットフォーム (universal merchant platform: UMP) である。UMP は販売者に、トランザクションを部分的にまたは全体的に完了するための統一されたインターフェースを提供する。UMP の詳細については、たとえば、Balasubramanian et al. による「電子小売業者のための代替の決済の実現」と題する米国特許出願公開第 2009/0313147 号明細書、または、Keresman, III et al. による「決済認証のための汎用販売者プラットフォーム」と題する米国特許第 7,051,002 号明細書に注意が向けられるべきであり、これらはいずれも、参考によって本明細書に組み込まれる。

【 0 0 3 7 】

OCWE システム 20 は、販売者および消費者が個人データを共有するための集中化した OCWE を提供する当事者に関連づけられる。OCWE システム 20 は、複数のサブコンポーネントを含む。サブコンポーネントは、少なくとも 1 つのプロセッサ 62 と少なくとも 1 つのプログラムメモリ 64 を含む。プロセッサ 62 は、プログラムメモリ 64 に記憶された、販売者と消費者との間のトランザクションを容易にするための、プロセッサにより実行可能な命令を実行する。

【 0 0 3 8 】

プロセッサにより実行可能な命令に含まれる OCWE モジュール 66 は、消費者システム 14 と販売者システム 16 との間で個人データを中継する。典型的には、販売者システム 16 は、OCWE モジュール 66 に接続し、消費者システム 14 に個人データを要求す

10

20

30

40

50

る。O C W E モジュール 6 6 が次に、消費者システム 1 4 に要求を中継する。O C W E モジュール 6 6 はさらに、個人データを交換する前に、消費者システム 1 4 および販売者システム 1 6 を認証する。認証は、パスワードのような認証クレデンシャルを使用して実行され得る。

【 0 0 3 9 】

O C W E モジュール 6 6 はさらに、消費者が個々のバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットのクレデンシャルを登録して任意の形態の認証によってマスタークレデンシャルを使用することを可能にする。すなわち、消費者は、消費者に対応する消費者システム 1 4 のバンキングアプリケーションおよび / またはウォレット 2 6 の個々のクレデンシャルをO C W E に登録し、指定することができる。消費者はさらに、マスタークレデンシャルおよび使用する認証のタイプを指定することができる。そして、O C W E モジュール 6 6 は、バンキングアプリケーションおよび / またはウォレット 2 6 の異なる認証要件をプロキシする。

【 0 0 4 0 】

サブコンポーネントはさらに、少なくとも 1 つのストレージメモリ 6 8 と少なくとも 1 つの通信ユニット 7 0 とを含む。ストレージメモリ 6 8 は、プロセッサにデータのストレージを提供する。通信ユニット 7 0 はプロセッサ 6 2 に、通信ネットワーク 1 2 を介して e コマースシステム 1 0 の他のサブシステムと通信するためのインターフェースを提供する。O C W E システム 2 0 はさらに、O C W E システムのサブコンポーネントを相互接続する少なくとも 1 つのシステムバスおよび / または通信ネットワーク 7 2 を含む。

【 0 0 4 1 】

図 2 を参照すると、トランザクションがO C W E を使用して実行される、消費者 7 4 と販売者との間のトランザクションを示すシーケンス図が示されている。はじめに、消費者 7 4 が、販売者から購入する製品および / またはサービスを消費者 7 4 の消費者システム 1 4 を使用して選択する。消費者 7 4 が次に、消費者システム 1 4 をトリガして、購入要求を生成させ、購入要求を販売者の販売者システム 1 6 へと送信させる。トリガは、たとえば、ユーザインターフェース上の「買う」ボタンを選択することによって実行される。購入要求は、選択された製品および / またはサービスの直接的な識別、または、選択された製品および / またはサービスの間接的な識別を可能にする識別子を含む。

【 0 0 4 2 】

購入要求を受信することに応答して、販売者システム 1 6 は、O C W E を呼び出して、トランザクションを完了するための決済および / または履行データを含む個人データを決定する。決済データは、代替の決済オプションまたは従来の決済オプションといった決済オプションを識別し、識別された決済オプションによってトランザクションを完了するために必要なデータを含む。たとえば、クレジットカードまたはデビットカードといった従来の決済オプションによると、決済データは、カード番号および有効期限を含み得る。履行データは、決済後の販売者の義務を履行するのに必要なデータを含む。たとえば、履行データは届け先住所を含み得る。

【 0 0 4 3 】

O C W E を呼び出す際、販売者システム 1 6 は、O C W E 通信プロトコルを採用して、消費者システム 1 4 に個人データを要求する。示されているように、これは、O C W E システム 2 0 によって個人データを要求することを必然的に伴う。しかしながら、個人データが消費者システム 1 4 に直接要求され得ることもまた意図される。消費者システム 1 4 は、要求を受信することに応答して、O C W E をサポートする、およびいくつかの実施形態では、販売者システム 1 6 によってサポートされる、消費者システム 1 4 のバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットのリストを決定する。このリストは、消費者 7 4 に表示され、トランザクションを完了するために使用するバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットのうちの 1 つが選択される。

【 0 0 4 4 】

そして、選択されたバンキングアプリケーションおよび / またはウォレットが起動され

10

20

30

40

50

る。バンキングアプリケーションおよび／またはウォレットを使用する消費者 74 は、バンキングアプリケーションおよび／またはウォレットの既存の認証メカニズムを使用して認証する。さらに、認証された消費者 74 は、販売者システム 16 との、バンキングアプリケーションおよび／またはウォレットのすでに存在する個人データの交換を許可する。あるいは、認証された消費者 74 は、個人データを入力する。この時点で、個人データは、販売者システム 16 に提供される。示されているように、これは、販売者システム 16 によって直接実行される。しかしながら、それはまた、OWCE システム 20 によって間接的に実行されることもできる。

【0045】

販売者システム 16 は次に、既存の決済処理および決済システム 18 を使用して、受信された個人データによってトランザクションを処理する。あるいは、OWCE システム 20 は、販売者システム 16 の代わりに決済システム 18 に個人データを提示する。バンキングアプリケーションおよび／またはウォレットが、異なる通信プロトコル、データエレメント要件、および／または伝送規格を有する場合、OWCE は、すべてのデバイスおよびまたはサイト間でシームレスに調節、変換、および通信することができる。

10

【0046】

上記は販売者と消費者との間のトランザクションのために説明されたが、小売業者と消費者との間のトランザクションもまた意図される。そのような実施形態では、販売者システム 16 は、小売業者システムとして使用される。さらに、トランザクションは典型的に、消費者と販売者（または販売者の担当者）との間で対面で実行される。したがって、小売業者システムは、たとえば、販売時点情報管理システムであることができる。

20

【0047】

OWCE はさらに、ある形態の通信プロトコルから別へと翻訳するために採用され得る。たとえば、OWCE は、消費者システム 14 でウォレットを開始する。万が一消費者が、ゲームデバイス、自動車、TV、等といった他のタイプの商取引のために、彼らのOWCE を使用することを望む場合には、販売者の単一の接続は、異なる通信プロトコルがOWCE 通信プロトコルへと翻訳されるサービスにリンクするだろう。

【0048】

有利に、OWCE は、販売者および／または小売業者に、バンキングアプリケーションおよび／またはウォレットに個人データを要求するための統一されたインターフェースを提供する。販売者および／または小売業者は、数十のウォレットおよび／または数千のモバイル・バンキング・アプリケーションへの多数の統合または「決済パイプ」を構築する必要がない。バンキングアプリケーションおよび／またはウォレットが、異なる通信プロトコル、データエレメント要件、および／または伝送規格を有する場合、OWCE は、すべてのデバイスおよびまたはサイト間でシームレスに変調、翻訳、および通信することができる。

30

【0049】

適切に、本明細書において説明される方法およびシステムは、コンピュータ、または、マイクロプロセッサ、マイクロコントローラ、グラフィック・プロセッシング・ユニット (graphic processing unit: GPU)、等といったデジタルプロセッサを含む他のデジタル処理デバイス、およびストレージによって具体化される、ということが理解されるべきである。他の実施形態において、システムおよび方法は、デジタルプロセッサを含み、かつデジタル・データ・ストレージへのアクセスを含むかまたは有する、サーバによって具体化されることができ、そのようなサーバは、インターネットまたはローカル・エリア・ネットワークを介して適切にアクセスされ、または、システムおよび方法は、デジタルプロセッサおよびデジタル・データ・ストレージ、等を含む携帯情報端末 (personal data assistant: PDA) によって具体化されることができる。コンピュータまたは他のデジタル処理デバイスは、適切に、ユーザ入力を受信するためのキーボードのような 1 若しくはそれ以上のユーザ入力デバイスを含むか、または 1 若しくはそれ以上のユーザ入力デバイスに動作可能に接続され、さらに、

40

50

1若しくはそれ以上のディスプレイデバイスを含むか、または1若しくはそれ以上のディスプレイデバイスに動作可能に接続される。他の実施形態において、方法およびシステムを制御するための入力は、方法およびシステムより前または方法およびシステムと同時にコンピュータ上で実行されている別のプログラムから、または、ネットワーク接続から、受信されるといった具合である。同様に、他の実施形態において、出力は、方法およびシステムに統いて、または方法およびシステムと同時に、コンピュータ上で実行されている別のプログラムへの入力としての役割を果たし得るか、または、ネットワーク接続を介して送信され得る、といった具合である。

【0050】

いくつかの実施形態において、本願の、上述された例示的な方法、同方法を採用するシステム、等は、例示的な方法および／またはシステムを実現するために（たとえば、デジタルプロセッサによって）実行可能な命令を記憶する記憶媒体によって具体化される。記憶媒体は、たとえば、磁気ディスクまたは他の磁気記憶媒体、光学ディスクまたは他の光学記憶媒体、ランダム・アクセス・メモリ（random access memory：RAM）、読み出し専用メモリ（read-only memory：ROM）、または他の電子メモリデバイス、または、チップまたは動作可能に相互接続されたチップのセット、記憶された命令がインターネットまたはローカル・エリア・ネットワークを介して検索され得るインターネットサーバ、等を含み得る。

10

【0051】

本明細書において提示された特定の例示的な実施形態に関連して、ある特定の構造的および／または機能的な特徴が、定義されたエレメントおよび／またはコンポーネントに組み込まれるものとして説明されている、ということがさらに理解されるべきである。しかしながら、これらの特徴は、同一のまたは同様の利益のために、必要に応じて他のエレメントおよび／またはコンポーネントにも同様に組み込まれ得る、ということが意図される。例示的な実施形態の異なる様様が、所望された応用例に適した他の代替の実施形態を達成するために、必要に応じて選択的に採用されることができ、それによって他の代替の実施形態が、そこに組み込まれた様様のそれぞれの利点を実現する、ということもまた理解されるべきである。

20

【0052】

本明細書において説明された特定のエレメントまたはコンポーネントが、ハードウェア、ソフトウェア、ファームウェア、またはその組み合わせによって適切に実現されるそれらの機能を有し得ることもまた理解されるべきである。加えて、併せて組み込まれるものとして本明細書において説明されたある特定のエレメントが、適切な状況下ではスタンダードアロンのエレメントであり得ること、またはそうでなければ分けられ得ることが理解されるべきである。同様に、1つの特定のエレメントによって実行されるものとして説明された複数の特定の機能は、個々の機能を実行するために独立して動作する複数の別個のエレメントによって実行されることができ、または、ある特定の個々の機能は、分離されることができ、一緒に動作する複数の別個のエレメントによって実行されることができる。あるいは、そうでなければ互いに別個のものとして本明細書において説明されおよび／または示されたいくつかのエレメントまたはコンポーネントは、必要に応じて物理的または機能的に組み合わせられることができる。

30

【0053】

ましてやなおさら、本明細書において使用される場合、メモリは、非一時的なコンピュータ可読媒体、磁気ディスクまたは他の磁気記憶媒体、光学ディスクまたは他の光学記憶媒体、ランダム・アクセス・メモリ（random access memory：RAM）、読み出し専用メモリ（read-only memory：ROM）、または他の電子メモリデバイス、または、チップまたは動作可能に相互接続されたチップのセット、記憶された命令がインターネット／インターネットまたはローカル・エリア・ネットワークを介して検索され得るインターネット／インターネットサーバ、等のうちの1若しくはそれ以上を含む、ということが理解されるべきである。さらに、本明細書において使用さ

40

50

れる場合、プロセッサは、マイクロプロセッサ、マイクロコントローラ、グラフィック・プロセッシング・ユニット (graphic processing unit: GPU)、特定用途向け集積回路 (application-specific integrated circuit: ASIC)、FPGA、等のうちの 1 若しくはそれ以上を含み、コントローラは、(1) プロセッサおよびメモリであって、プロセッサが、コントローラの機能を組み込んだメモリ上のコンピュータ実行可能な命令を実行する、プロセッサおよびメモリ、または(2) アナログおよび / またはデジタルハードウェアを含み、ユーザ入力デバイスは、マウス、キーボード、タッチ・スクリーン・ディスプレイ、1 若しくはそれ以上のボタン、1 若しくはそれ以上のスイッチ、1 若しくはそれ以上のトグル、音声認識エンジン、等のうちの 1 若しくはそれ以上を含み、データベースは、1 若しくはそれ以上のメモリを含み、ディスプレイデバイスは、LCD ディスプレイ、LED ディスプレイ、プラズマディスプレイ、投写型ディスプレイ、タッチ・スクリーン・ディスプレイ、等のうちの 1 若しくはそれ以上を含む。

【0054】

すなわち、本明細書は、好ましい実施形態に関連して説明されている。明らかに、本明細書を読んで理解すると、他への変更および改変が行われるだろう。本発明は、そのような変更および改変のすべてを、それらが添付の請求項またはその均等物の範囲内に入る限り含むものとして、解釈されるべきであることが意図される。すなわち、さまざま、上に開示されたおよび他の特徴および機能、またはその代替例が、所望されたように組み合わせられ、多数の他の異なるシステムまたはアプリケーションとされ得ること、また、そこで、さまざま、現在は予測されないまたは予期されない代替例、変更、バリエーション、または改善が、当業者によって後になされることが可能、同様に以下の請求項に含まれるものと意図されること、が理解されるだろう。

【0055】

例示的な実施形態が、好ましい実施形態に関連して説明されている。明らかに、上述した詳細な説明を読んで理解すると、他への変更および改変が行われるだろう。例示的な実施形態は、そのような変更および改変のすべてを、それらが添付の請求項またはその均等物の範囲内に入る限り含むものとして、解釈されるべきであることが意図される。

【 図 1 】

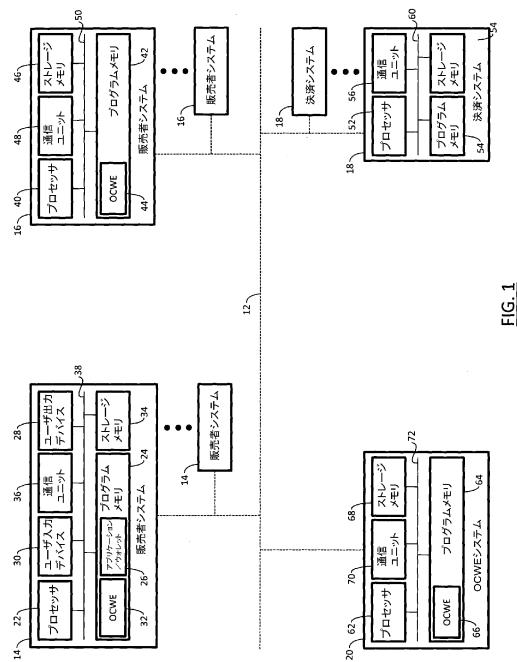
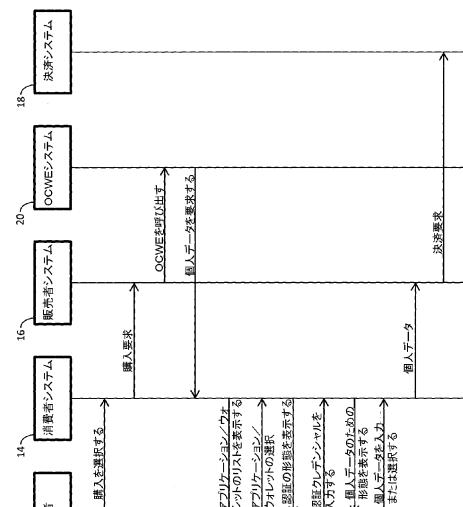


FIG. 1

【 四 2 】



アクリケーションによる表示を実現する。また、データは選択する。
14 消費手数料を表示する。

FIG. 2

フロントページの続き

(56)参考文献 特開2001-155107(JP,A)
特表2012-508928(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 Q 20 / 06
G 06 Q 20 / 32